



平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 KADOKAWA・DWANGO
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 辰男
(コード番号：9468 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 松原 眞樹
(TEL. 03-3549-6370)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 1 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社グループを構成する、株式会社 KADOKAWA、株式会社ドワンゴの経営統合を内外に強く示すため、両社の音（株式会社 KADOKAWA、株式会社 ドワンゴ）を組み合わせ、新たな商号とするため、定款第 1 条を変更するものです。なお、定款第 1 条の変更の効力発生日は平成 27 年 10 月 1 日とします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 30 条及び第 39 条を変更するものです。なお、定款第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所です。)

現行定款	変更定款案
(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社KADOKAWA・DWANGO</u> と称し、英語ではKADOKAWA DWANGO CORPORATIONと表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>カドカワ株式会社</u> と称し、 英語ではKADOKAWA DWANGO CORPORATION と表示する。
(取締役の責任免除) 第30条 1 (省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の 規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任 務を怠ったことによる損害賠償責任を 限定する契約を締結することができ る。但し、当該契約に基づく責任の限 度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第30条 1 (変更なし) 2 当社は、会社法第427条第1項の 規定により、 <u>取締役(業務執行取締役 等であるものを除く。)</u> との間に、任 務を怠ったことによる損害賠償責任を 限定する契約を締結することができ る。但し、当該契約に基づく責任の限 度額は、法令が規定する額とする。
(監査役の責任免除) 第39条 1 (省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の 規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任 務を怠ったことによる損害賠償責任を 限定する契約を締結することができ る。但し、当該契約に基づく責任の限 度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第39条 1 (変更なし) 2 当社は、会社法第427条第1項の 規定により、 <u>監査役</u> との間に、任 務を怠ったことによる損害賠償責任を 限定する契約を締結することができ る。但し、当該契約に基づく責任の限 度額は、法令が規定する額とする。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 23 日

第1条以外の定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日

第1条にかかる定款変更の効力発生日 平成 27 年 10 月 1 日

以 上